

## ALPS 処理水の海洋放出の方針決定に抗議し、撤回を求めます！

海洋放出は「風評被害」のみならず実害であり「故意の加害行為」です！

政府は漁業者をはじめ「関係者との約束」を守ってください！

全国民、全世界の人々が「関係者」です。

太平洋に「生きる」多くの人々の人権を侵害しないでください！

2021 年 5 月 16 日

菅 義偉 内閣総理大臣  
梶山 弘志 経済産業大臣  
平沢 勝栄 復興大臣  
野上 浩太郎 農林水産大臣  
田村 憲久 厚生労働大臣  
萩生田 光一 文部科学大臣  
茂木 敏充 外務大臣  
小泉 進次郎 環境大臣

私たちは、チェルノブイリ原発事故被害者への支援と交流に 30 年にわたって取り組んできました。「繰り返さないで、チェルノブイリ」と、チェルノブイリ事故被害者とともに訴えてきたにもかかわらず、日本政府の原発推進を止めることができずに 2011 年の東電福島第一原発で重大事故を招いてしまったことは痛恨の極みです。私たちは福島事故後の 10 年間、チェルノブイリとフクシマを結んで、さらにヒロシマ・ナガサキをはじめ世界の核被害者とも連帯して、核被害者の健康と生活を守り、人権と補償を確立することを目指して活動してきました。「もうこれ以上、放射能汚染と核被害を拡大させないでほしい」というのは、世界の核被害者の共通の思いです。世界の核被害者とともに、日本政府の ALPS 処理水の海洋放出の方針決定に強く抗議し、撤回を求めます。

4 月 13 日、政府は、東電福島第一原発の敷地内のタンクに溜まり続ける多核種除去設備等[ALPS]処理水を、平均 500 倍にも薄めて約 30 年にわたり太平洋に放出し続ける方針を「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」で決定しました（「東電福島第一原発における ALPS 処理水の処分に関する基本方針」以下、「基本方針」と表記）。ALPS で除去できない高濃度のトリチウムと炭素 14、そして完全には処理しきれない 60 種以上の放射性核種を含む「処理水」は「放射能汚染水」です。国策で進めた原発で重大事故を起こした上に、大量の汚染水を発生させた責任を取ろうとせず、さらなる放射能汚染と被ばくを人々に強いる、このような政府方針を、私たちは決して受け入れることはできません。漁業者をはじめ多くの国民、そして世界中の人々の反対によって、昨年 10 月には見送った方針決定を、その後も国民的議論を一切行わず、この新型コロナ・ウイルス感染の新たな急拡大の中、官邸主導で強行したのは、「民主主義」のルールをも無視した暴挙と言わざるを得ません。

全国漁連の岸会長は福島県漁連の野崎会長と共に、ALPS 処理水海洋放出への「断固反対」を 4 月 7 日に、菅総理に改めて直接申し入れました。それにもかかわらず、4 月 13 日に海洋放出の方針決定がなされたことに対し強く抗議する「会長声明」を発し、「今後とも、海洋放出反対の立場はいささかも変わるものではない」と述べ、「ALPS 処理水について関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」という「明確な回答」を国は覆したのかと問い質しました。そして「福島県のみならず全国の漁業者の思いを踏みにじる行為である」と糾弾しています。福島県漁連の野崎会長も「海洋放出を容認することはできない」と改めて表明し、「理解なしにはいかなる処分も行わない」との国・東電との約束に反する方針決定を強く批判しています。福島県だけでなく、茨城県、宮城県、岩手県からも漁業者の強い反対の声が上がっています。反対しているのは漁業者だけではありません。4 月 30 日、福島県の漁連、農協、森林組合、生協連は、「国民・県民の懸念や反対の意見表明に十分な回答や説明がなされない」ばかりか「約束を反故にする極めて不誠実な決定であり極めて遺憾である」とするの「共同声明」

を發しました。また、4月27日、南相馬市議会は、政府の方針決定の撤回を求める決議を全会一致で可決しました。政府は、これらの福島県をはじめ全国の人々の強い反対と懸念の声に、改めて耳を傾けるべきです。そして、漁業者をはじめ「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」という「約束」を守り、ALPS 処理水の海洋放出の方針を撤回すべきです。政府は「基本方針」で「復興と廃炉の両立」を「大原則」として謳っていますが、漁業者をはじめ関係者との「約束を守る」ことなしに「復興と廃炉の両立」などあり得ません。

「基本方針」では「風評影響を最大限抑制」する「対策を講じてもお風評被害が発生した場合」は、東電が「賠償」としてしています。しかし、長期にわたる意図的な汚染水の海洋放出を前提にした「賠償」など、論外です。福島の人々が訴えているように、そもそも汚染水の海洋放出は「風評被害」でなく「実害」であり、「故意の加害行為」です。昨年秋の意見聴取で、今後必要な対策を問われた岸全国漁連会長は、「海洋放出しないことに尽きる」ときっぱり回答されましたが、まさにそのとおりです。事故によって既に大量の放射能が撒き散らされ、故郷の海や山、田畑が汚染され、農林水産業、観光業など、あらゆる産業に従事する人々に被害がもたらされたのです。事故から10年、塗炭の苦しみを味わいながら、生活と生業の再建に努力してきた被害者に、さらになる放射能汚染を押し付けるような形で廃炉作業は受け入れられません。

政府は「基本方針」で、「各種法令等を厳格に遵守する」としてしています。しかし、事故によって放出された大量の放射能による汚染のために、福島第一原発の施設周辺の地域は高濃度に汚染されたままであり、その汚染された環境からの外部被ばく線量だけでも、法令で担保されている「敷地境界での線量限度年1mSv」が遵守できない状態がいまだに続いています。（事故を起こした東電福島第一原発は「特定原子力施設」に指定されていますが、「法令」では「周辺監視区域」の規定<sup>1</sup>は事故を起こしていない「実用炉」<sup>2</sup>と同じであり、即ち「敷地境界での線量限度は年1mSv」<sup>3</sup>です。）法令遵守ができていない現状に、さらに「敷地境界線量の上乗せ」となる放射性物質の敷地外への放出は、濃度や経路の如何によらず、決して「法令遵守」ではありません。トリチウム等の放射性物質を含む汚染水であるALPS 処理水を福島第一原発から海洋放出することは、どんなに希釈して流しても「法令」に反する行為であることに変わりありません。

事故によってもたらされた原発敷地周辺の高い放射能汚染を無視して、敷地内から出る放射線による被ばくのみを計算して「年1mSv 以下」にするようにという「指示事項」<sup>4</sup>が達成できても、それより上位にある「法令」で担保されている「敷地境界での線量限度年1mSv」を遵守していることにはなりません。それにも関わらず、ALPS 処理水の海洋放出が、「各種法令等を厳格に遵守」した処分法であるかのように説明するのは、国民を欺くものです。

政府は「基本方針」で、国際放射線防護委員会(ICRP)が示す「ALARA の原則に基づき、放射性物質によるリスクを最大限低下させるよう取り組んでいる。」「リスク低減活動として廃炉」を進め、「その一環として」に汚染水の「リスク低減に努めてきた」と述べています。「ALARA の原則」は「被ばくする可能性、被ばくする人の数、及びその人たちの個人線量の大きさは、すべて、経済的及び社会的な要因を考慮して、合理的に達成できる限り低く保たれるべきである。」というもので、「利益と損益」を天秤にかけ、被ばく人数や線量が原子力産業の利益を損なわない範囲内であれば「合理的」とであるとみなし、その範囲内で「低く保つ」べきという考え方です。「ALARA に基づくリスク低減活動としての廃炉」は、福島事故の被害者である住民や労働者にさらに被ばくを押し付けながら、東電の利益は損なわないように廃炉

<sup>1</sup> 平成二十五年原子力規制委員会規則第二号、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の保護に関する規則、第二条 第二項 六号

<sup>2</sup> 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則、第二条 第二項 第六号

<sup>3</sup> 核燃料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示、平成二十七年八月三十一日、原子力規制委員会告示 第八号（周辺監視区域外の線量限度）第二条 一 実効線量について一年間につき一ミリシーベルト

<sup>4</sup> 平成24年11月7日原子力規制委員会決定「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」

作業を進めるものであり、私たちはこのような廃炉作業や汚染水処理を受け入れることはできません。

また、「基本方針」では、「廃炉作業が着実に進展している」と書いてありますが、これは事実ではありません。福島第一原発では、2号炉のデブリ取り出しのための機器がコロナ・パンデミックのために英国から予定どおりには届かず、また2、3号炉の格納容器の蓋の高汚染が明らかになるなど、デブリ取り出し作業の見直しも立たず、「10年以内にデブリ取り出し着手」とした廃炉の「中長期ロードマップ」の見直しも迫られるような事態になっているのは周知のことです。汚染水保管タンクの存在が「今後の廃炉作業の大きな支障」となっているのではありません。デブリ取り出し準備に必要な施設等の用地確保を急ぐために、汚染水保管タンクの増設ができないという東電の説明の根拠そのものが破綻しています。廃炉作業を進めるために、ALPS 処理水の海洋放出を急がなければならない理由は一つもないのです。

政府と東電が今やるべきことは、ALPS 処理水の「安易な、そしてより安価な処分法」である海洋放出の準備を進めることではなく、汚染水の発生そのものを抑える（原子炉建屋への地下水や雨水の流入を防ぎ、またデブリを冷却するための格納容器内への注水を減らすなど、デブリに触れて生じる高濃度の汚染水を減らす）抜本的な方策を講じることです。そして、トリチウム以外の放射性物質が高濃度に残る汚染水（全体の約7割）の二次処理を行い、ALPS 処理水は福島第一原発の敷地内で厳重に陸上保管することです。（半減期12.3年のトリチウムの減衰を待つことができる。）また、労働者の被ばく防護を十分に行った上で、現存するタンクや配管の安全確保のための保守点検をしっかりと行うことです。

重大事故を起こした福島第一原発で発生した汚染水のALPS 処理水は、通常運転の原発から放出されているトリチウム等を含む液体廃棄物とは、量も質も異なるものです。重大事故を起こした原発で、炉心溶融した燃料デブリに触れて発生した大量の放射性汚染水を「処理」して、さらに大量の海水で薄めて「計画的」に数十年にわたって海洋放出するような「処分方法」は、日本でも諸外国でも前例がありません。IAEAも「ALPS 処理水の安全かつ効果的な処理は、何十年にもわたる、他に類のない複雑なケースである。」と報告しています（2020年4月のレビュー報告）。

政府は、放出するトリチウムの年間の総量は、「事故前の福島第一原発の放出管理値（年間2兆ベクレル）を下回る水準」で、「国内外の他の発電所から放出されている量の実績値の幅の範囲内である」としています。しかし、これは事故前に福島第一原発から実際に放出されていたトリチウムの10倍もの量であり、それを約30年間にわたって放出し続けるもので、実際に福島県沿岸の魚介類や生態系へ及ぼす影響は、これまでの「実績値の幅の範囲内」として片付けてしまうことなどできません。また、ALPS 処理水には、トリチウムだけでなく完全には処理しきれないストロンチウム90（半減期30年）なども（ICRP 勧告に沿って定められた「安全に関する基準値を確実に下回る」程度に）検出されており、これらの核種も「大幅に希釈」したとしても海洋に放出され、生態系に影響を及ぼす可能性があります。さらに、東電は、2020年8月になってやっと、ALPS では処理できない炭素14の存在を公表しました。炭素14は海洋放出された場合、無機・有機の様々な化合物として環境・生態系に拡散・分布し、生物に様々な濃度で取り込まれます。炭素14は食物連鎖の中で容易に濃縮されることが確認されており、また、半減期が5,720年と長く、長期にわたる環境への影響が懸念されます。

政府は、トリチウムの生体や環境への影響は少ないとし、海洋放出の「安全性」を一面的に国民にアピールする説明を繰り返し、宣伝を強めています。しかし政府は、トリチウムの人体における体内動態モデルの見直しや、トリチウムのベータ線の生物学的効果が従来の評価よりも少なくとも2倍以上大きいことを示す実験結果が数多く報告され、現在、ICRP も線量係数の再検討を迫られている（子供を含む一般公衆の年齢別線量係数は未だ改訂作業中）など、トリチウムの生体影響が従来の評価よりも大きい可能性があることについての国際的な科学的議論には、一切触れようとしません。

ALPS 処理水放出は、放射性廃棄物の故意の海洋放出であり「ロンドン条約・議定書」の趣旨と条項に従って、締約国である日本政府の裁量で規制すべきです。また、ALPS 処理水の海洋放出は、「我が国として、今後、低レベル放射性廃棄物の処分の方針として、海洋投棄は選択肢としない」とした原子力委員会決定（1993年11月2日）にも反するものです。しかし政府は、「海洋放出と海洋投棄は違う」と詭弁を弄し、国内外からの批判に真摯に答えていません。このような日本の「身勝手な」決定に対して向けられている、近隣諸国や太平洋を共有する国々の政府や市民からの批判と抗議は当然のことです。

「有害廃棄物特別報告者」「環境と人権特別報告者」など7名の国連人権理事会特別報告者も、今年1月、「福島第一原発の汚染水管理の結果は、生命、最高水準の健康、水及び大勢の人々が依存している伝統的食糧に対する人々の権利を侵害し、影響を受ける地域の環境、並びに地元の人々をはじめ、近隣コミュニティの住民たちだけでなく、福島県から遠く離れた土地の人々に悪影響を及ぼす。」と指摘しました。そして4月15日には「100万トンもの汚染水の海洋環境への放出は、日本の国内及び国境を越えた関係者の完全な人権の享受に対し、かなりのリスクを負わせるものである」と批判しました。

太平洋地域での度重なる核実験による放射能汚染と、1980年代の日本による同地域への低レベル廃棄物の投棄への反対を背景に締結された「南太平洋非核地帯条約」（ラロトンガ条約）の受託者として、「太平洋諸島フォーラム」事務局長は、4月13日、「日本政府が、福島第一原発からALPS処理水を太平洋に放出すると決定したことに対し、私たちの深い憂慮を表明」との声明を発表しました。声明では、「ラロトンガ条約は、この地域が放射性廃棄物及びその他の放射能問題による環境汚染から免れるように保持することを定めている。」と述べ、昨年12月の締約国会議で「2011年の福島第一原発事故による環境影響への懸念を思い起こし、日本に対し、太平洋へのどのような危害の可能性についても対処するために、必要な、あらゆる手段を取るよう」と強く主張した。」ことが紹介されました。そして「環境、健康、そして経済的影響への可能性も含む、私たちの『青い太平洋地域』への危害の可能性に対処するための手段が、（日本によって）十分には取られていないと私たちは考えます。私たちの漁場や海洋資源は、太平洋に暮らす私たちにとって、決定的なもの[命綱]であり、保護されなければなりません。」と訴えています。

太平洋をこれ以上、放射性物質によって汚染することは、太平洋に「生きる」全ての人々の人権を侵害する行為であること、さらには全ての生命の「核汚染から免れ、健全な環境を享受する権利」を侵害する行為であることを、重大事故を起こした日本政府と東電は肝に銘ずるべきです。

以上を踏まえて、下記、要請致します。

#### 記

1. ALPS 処理水の海洋放出の方針決定を撤回すること。
2. 「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」とした「約束」を守ること。
3. ALPS 処理水は福島第一原発の敷地内で、安全に万全を期して陸上保管すること。
4. 海洋放出の方針を撤回した上で、改めて国民的議論を保証し、方針決定の透明性を確保し、国民の意見を誠実に政策に反映できるように、福島県及び、全国各地で「廃炉・汚染水・処理水対策」に関する公開討論会を開催すること。  
(このような議論の場の開催は、コロナ感染拡大の中では制限を余儀なくされるため、国民的議論にはさらに十分な時間をかける必要があることに留意すること。)
5. 今後、東電福島第一原発の廃炉作業において、放射性廃棄物の海洋への意図的放出など、太平洋に「生きる」全ての人々の人権を侵害する行為を決して行わないこと。

「チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西」

連絡先 mail: <cherno-kansai@titan.ocn.ne.jp>

事務局住所: 〒591-8021 大阪府堺市新金岡町 1-3-15-102 猪又方

ホームページ: <http://wakasa-net.sakura.ne.jp/che/>